改正後	改正前
三　第十九条第一項第一号ロ若しくはホ、第三号ロ若しくはホ若しくは第四号ロ又は前条第一項第二号若しくは第五号に規定する方法　貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日 四　第十九条第一項第一号ヘ、第三号ヘ又は第四号ハに規定する方法　貸与業者が電子証明書を受信した日 五　第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は前条第一項第六号に規定する方法　貸与業者が、当該自然人、当該貸与時みなし契約者又は当該代表者等の当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人、貸与時みなし契約者又は代表者等のものであることを確認した日 六　第十九条第五項又は前条第三項に規定する方法　貸与業者が当該照合を行った日	三　第十九条第一項第一号ロ若しくはハ、第三号ロ若しくはハ、若しくは第四号ロ又は第二十条第一項第二号若しくは第三号に規定する方法　貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日 四　第十九条第一項第一号ニ、第三号ニ又は第四号ハに規定する方法　貸与業者が電子証明書を受信した日 ［新設］ 五　第十九条第五項又は第二十条第三項に規定する方法　貸与業者が当該照合を行った日
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十五号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項及び第十八条の三第一項の規定に基づき、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

財務大臣　加藤　勝信

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が異なるものはそれぞれ改正後欄に掲げる規定として移動し、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（本人確認方法） **第八条**　法第十八条第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる顧客（法第十八条第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含み、資本取引に係る契約締結等行為（法第二十二条の二第一項に規定する資本取引に係る契約締結等行為をいう。以下同じ。）にあつては、法第二十二条の二第一項に規定する顧客等とする。第十一条、第十二条の三及び第十二条の七を除き、以下同じ。）又は代表者等（法第十八条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 一　自然人である顧客又は代表者等（次号に掲げる者を除く。）　次に掲げる方法のいずれか ［イ～リ　略］ ヌ　次の(1)又は(2)に掲げる取引を行う際に当該顧客又は代表者等から当該顧客の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客の住所又は居所に宛てて、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法 (1)　［略］ (2)　令第十一条の五第一項第六号又は第七号に掲げる取引（銀行等その他の金融機関等が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条及び別表第一号イにおいて「番号利用法」という。）第十四条第一項の規定により当該顧客から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る。）	（本人確認方法） **第八条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～リ　同上］ ヌ　［同上］ (1)　［同上］ (2)　令第十一条の五第一項第六号又は第七号に掲げる取引（銀行等その他の金融機関等が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十四条第一項の規定により当該顧客から同法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る。）